令和６年７月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓　時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
　このたび、「保医発 0628 第２号」により、下記項目の一部変更が通知され令和６年７月１日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。
　取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　記　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

■保険収載内容が一部変更された項目

<table>
<tr><th>検査項目名</th><th>実施料</th><th>判断料</th><th>点数区分</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>抗カルジオリピン
ＩｇＧ抗体</td><td rowspan="4">226
点</td><td rowspan="4">免疫
144
点</td><td rowspan="4">「D014」
自己抗体
検査の
「30」</td><td rowspan="4">(1)～(10)（略）
(11) 抗カルジオリピンＩｇＧ抗体、抗カルジオリピンＩｇＭ抗体、抗β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体、抗β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体
ア「30」の抗カルジオリピンＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＥＬＩＳＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。
イ「30」の抗β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。
ウ「30」の抗β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ＣＬＥＩＡ法、ＣＬＩＡ法又はＦＩＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。
エ「30」の抗カルジオリピンＩｇＧ抗体、抗カルジオリピンＩｇＭ抗体、抗β_2グリコプロテインＩＩｇＧ抗体及び抗β_2グリコプロテインＩＩｇＭ抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。
(12)～(30)（略）</td></tr>
<tr><td>抗カルジオリピン
ＩｇＭ抗体</td></tr>
<tr><td>抗β_2グリコプロテインＩ
ＩｇＧ抗体</td></tr>
<tr><td>抗β_2グリコプロテインＩ
ＩｇＭ抗体</td></tr>
</table>

以上

24-0709